

勝浦町耐震改修促進計画

平成20年3月
勝 浦 町

目 次

第1章	計画の基本方針.....	1
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	6
第1	想定される地震の規模、被害の状況.....	6
第2	耐震化の現状及び目標.....	11
第3	公共建築物の耐震化の情報開示.....	14
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項.....	15
第1	耐震診断・改修にかかわる基本的な取組方針.....	15
第2	耐震診断・改修の促進を図るための支援策.....	18
第3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	19
第4	地震時の建築物の総合的な安全対策の推進.....	19
第5	地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項.....	21
第6	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	22
第7	重点的に耐震化をすべき区域の設定.....	22
第8	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	22
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項.....	23
第1	地震ハザードマップの作成・公表.....	23
第2	相談体制の整備及び情報提供の充実.....	23
第3	パンフレットの作成・配布.....	24
第4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導策.....	24
第5	家具の転倒防止の推進.....	25
第6	自主防災組織、自治会等との連携に関する事項.....	25
第5章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	26
第1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要.....	26
第2	その他.....	27

第1章 計画の基本方針

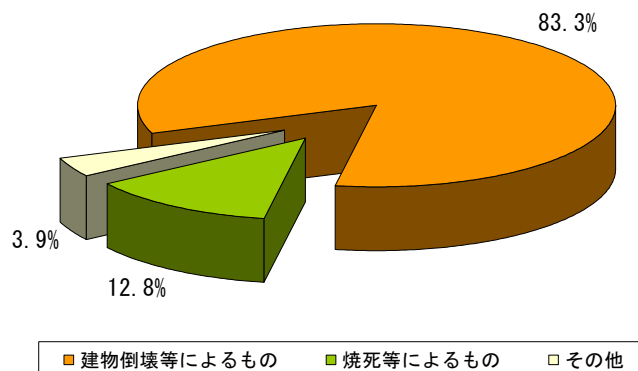
1 計画の目的

本計画は、町域内の地震災害に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な意味を持つ建築物耐震改修を促進することで、地震時において建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的とします。

2 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

【阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因
（「平成18年版防災白書」内閣府編より）】



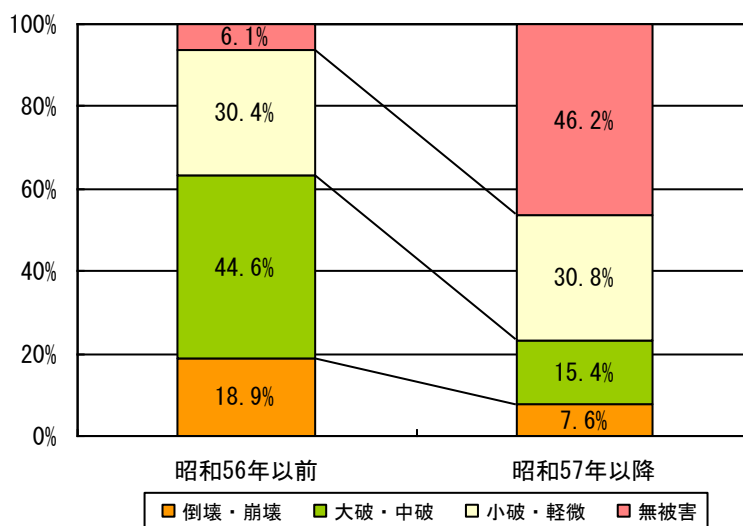
これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、さまざまな施策の推進が図られています。

建物の耐震改修の必要性を考えると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では一定の規模要件を満たす建物を特定建築物とし、その所有者に対して所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっています。

次に、2次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また同様に建物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

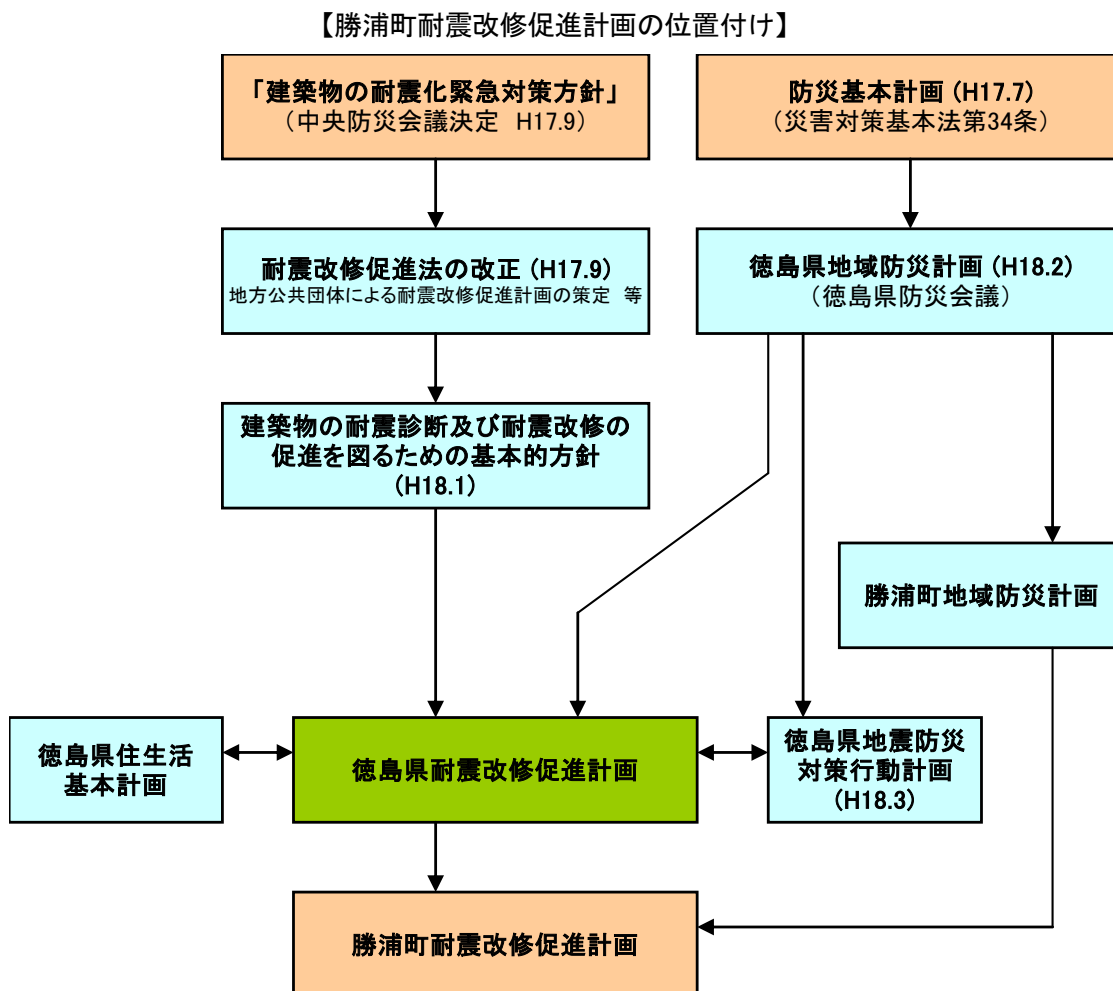
最後に、建物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しますと、以下の図は昭和56年以前と以降に分けて住宅の被害を表したのですが、昭和56年以前に建てられたいわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については被災後の使用は難しいと考えられ取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

【建設年別の住宅の被害状況
 (「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より)】



3 計画の位置付け

勝浦町耐震改修促進計画は下図に示す通り、平成17年の耐震改修促進法の改正（以下「改正耐震改修促進法」）ならびに徳島県耐震改修促進計画を受けて策定するものであり、防災基本計画による徳島県地域防災計画及び勝浦町地域防災計画との連携・整合を図るものとします。



なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）

7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興、財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）

17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1 想定される地震の規模、被害の状況

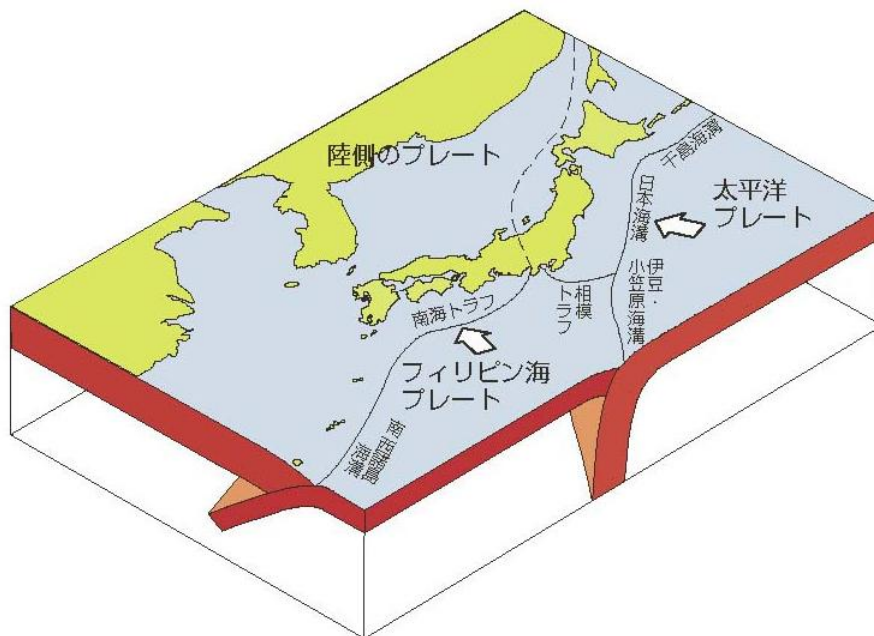
1 東南海・南海地震

(1) 地震規模

「徳島県地震動被害想定調査」（2005年3月）によれば、本町を含む徳島県に影響を及ぼすと考えられている地震活動には、南海トラフを原因とする『東南海・南海地震』（海溝型地震）と活断層を原因とする『中央構造線等の活動に起因する地震』（直下型地震）があります。このうち、『東南海・南海地震』による想定被害を考慮します。

『東南海・南海地震』とは、南海トラフ沿いの遠州灘西部から紀伊半島沖を経て土佐湾までの地域で、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

【日本列島とその周辺のプレート（「平成18年版防災白書」内閣府編より）】



『東南海・南海地震』の発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

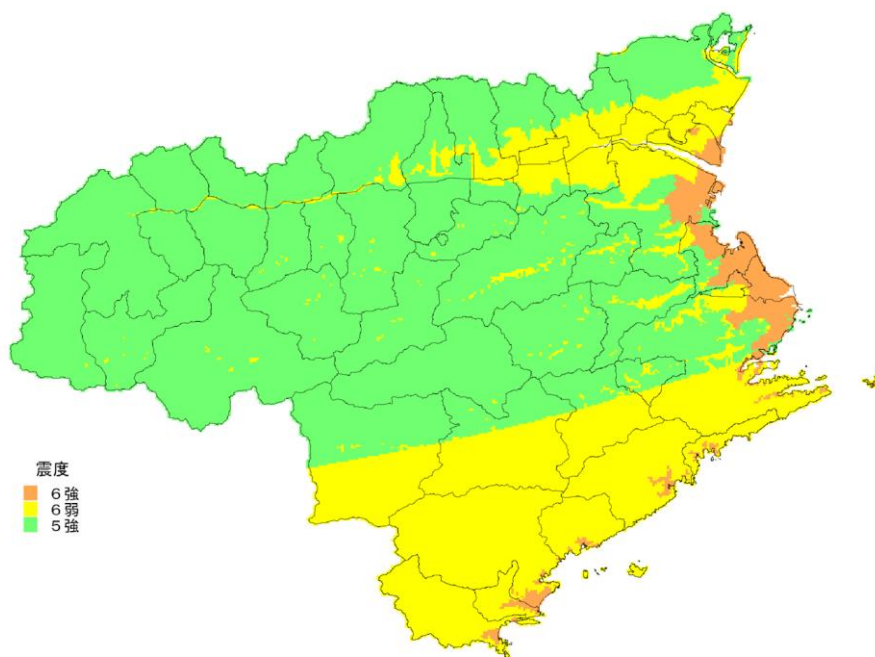
【海溝型地震の長期評価の概要、算定基準日（2007年1月1日）】

領域又は地震名		長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率		
				10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフの地震	南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	10%程度	50%程度	80%～90%
	東南海地震	8.1前後		10%～20%程度	60%～70%程度	90%程度

徳島県における地震の規模は、東南海と南海地震が連動して発生した場合も、南海地震が単独で発生した場合もほぼ同様で、震度5強から6強と予測されています。

下の図は東南海・南海地震が連動して発生した場合の地震の揺れの強さを示したものです。勝浦町の震度は、勝浦川沿いの街区で6弱、その他の町域で5強となっています。

【東南海・南海地震の震度分布（「平成16年度 徳島県地震動被害想定調査」より）】



(2) 人的被害

東南海・南海地震連動及び南海地震による本町の人的被害は、多くの人々が住宅内にいる冬5時に人的被害が最大となり、死者は18人、負傷者は100人となります。一方、火災による人的被害は見られません。また、冬18時の場合は、揺れによる建物倒壊での死傷者が冬5時に比べて少なくなります。

【要因別人的被害予測結果概数（東南海・南海地震連動及び南海地震）
「徳島県地震動被害想定調査」より】

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	火災	合計
冬 5時	死者	1	17	0	18
	負傷者	1	99	0	100
	重傷者	0	10	0	10
	重篤者	0	3	0	3
	要救助者	16	49		65
秋 12時	死者	1	9	0	10
	負傷者	1	55	0	56
	重傷者	0	5	0	5
	重篤者	0	1	0	1
	要救助者	13	26		39
冬 18時	死者	1	11	0	12
	負傷者	1	69	0	70
	重傷者	0	7	0	7
	重篤者	0	2	0	2
	要救助者	12	34		46

※火災は強風時の場合

(3) 建築物被害

「徳島県地震動被害想定調査」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬朝5時」「秋昼12時」「冬夕18時」において本町の建物被害（全壊）の状況を示します。

時期による被害の違いは、「火災」被害において、冬夕18時発生の場合が他より多くなっており、結果として合計217棟の被害となっています。

要因ごとの被害数を、冬夕18時の場合で比較すると、「揺れ」による被害が202棟で最も多く、次いで「山・がけ崩れ」による被害の8棟、「液状化」による被害の5棟、「火災」による被害の2棟の順になります。

【要因別建物被害棟数（全壊）

（東南海・南海地震連動及び南海地震）「徳島県地震動被害想定調査」より】

要因 時期	山・がけ崩れ	揺れ	液状化	火災	合計
冬朝5時	8	202	5	0	215
秋昼12時	8	202	5	1	216
冬夕18時	8	202	5	2	217

単位（棟）

2 直下型地震

(1) 地震規模

徳島県地震動被害想定調査によると、2000年鳥取県西部地震や2004年新潟県中越地震に代表される、今までに考慮されていない地震が今後も発生する可能性があるとして、東南海・南海地震連動及び南海地震とは別に、直下で発生する地震を「全国どこでも起こりうる直下地震(M6.9)」として位置付けて注意を促しています。

直下型地震が発生した場合の地震の規模は、マグニチュード6.5～6.9と考えられています。ここでは、「県西部直下の地震」による想定被害を考慮します。

(2) 人的被害

東南海・南海地震連動及び南海地震の場合と同様に、多くの人々が住宅内にいる冬5時に人的被害が最大となり、死者は1人、負傷者は8人となります。

【要因別人的被害予測結果概数（県西部直下の地震）
「徳島県地震動被害想定調査」より】

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	火災	合計
冬 5時	死者	0	1	0	1
	負傷者	0	8	0	8
	重傷者	0	0	0	0
	重篤者	0	0	0	0
	要救助者	0	2		2
秋 12時	死者	0	0	0	0
	負傷者	0	3	0	3
	重傷者	0	0	0	0
	重篤者	0	0	0	0
	要救助者	0	1		1
冬 18時	死者	0	0	0	0
	負傷者	0	5	0	5
	重傷者	0	0	0	0
	重篤者	0	0	0	0
	要救助者	0	1		1

※（一）印は若干名を示す

(3) 建築物被害

直下型地震においても東南海・南海地震連動及び南海地震と同様に、「山・がけ崩れ」「揺れ」「液状化」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。

要因ごとの被害数を比較すると、「揺れ」による被害が6棟で最も多く、一方、「山・がけ崩れ」「液状化」「火災」による被害は見られません。

【要因別建物被害棟数（全壊）（県西部直下の地震）
「徳島県地震動被害想定調査」より】

要因 時期	山・ がけ崩れ	揺 れ	液状化	火 災	合 計
冬朝 5 時	0	6	0	0	6
秋昼 12 時	0	6	0	0	6
冬夕 18 時	0	6	0	0	6

単位（棟）

第2 耐震化の現状及び目標

ここでは、勝浦町建築物データベース（公共・民間）等の資料を整理分析し、耐震化の現状を把握します。

また、町は、国・県の定める住宅及び特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。今後この目標を元に建物の耐震化を推進します。

なお、ここで定めた目標は今後の進捗状況に応じ、概ね5年で検証し再設定することとします。

1 住宅

町家屋台帳によると、本町の住宅の耐震化の状況は以下の表のとおり、居住世帯のある住宅2,853戸のうち、耐震性がある住宅は954戸で耐震化率は33.4%となります。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、耐震改修に対する工事費補助や借入に対する利子補助などの支援事業を拡充するとともに、耐震改修促進税制による支援制度なども広く住民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

また、徳島県地震防災対策行動計画においては、今後10年で（平成27年度末）で「南海地震発生時の揺れによる死者ゼロを目指す」ことを目標とすることから、本町においても倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指すものとします。

【勝浦町住宅耐震化の状況】

（町家屋台帳 [平成18年1月1日現在]、単位：戸）

区 分		昭和56年 (1981年) 以前の住宅	昭和57年 (1982年) 以降の住宅	合 計
木 造		1,506	663	2,169
非 木 造	RC 造	296	54	350
	その他	97	237	334
※（耐震性有り：23.1%）		(439)	(954)	(1,393) [48.8%]
※（耐震性無し：76.9%）		(1,460)	—	(1,460) [51.2%]
合 計		1,899	954	2,853

※耐震性有り、無しの内訳：耐震性有り（23.1%）の数値は、平成17年～19年の耐震診断事業実績（26棟中6棟が耐震性有り）を採用。

なお、本町における徳島県木造住宅耐震化促進事業の実績は以下の表のとおりです。

【勝浦町の木造住宅耐震化促進事業の実績】

（単位：戸）

事 業 名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度 (予定)	合計
木造住宅耐震診断事業	0	10	9	7	26
木造住宅耐震改修事業	0	1	2	1	4

2 特定建築物

耐震改修促進法第6条に基づく特定建築物*1について抽出した結果を下表に示します。

町内の特定建築物の棟数は15棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が8棟あり、耐震化率は53.3%となっています。

※下表に示す建築用途で延床面積が1,000㎡以上かつ3階建以上の建物。

ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建物となり、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階建以上の建物、幼稚園・保育所は延床面積が500㎡以上かつ2階建以上の建物。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

【特定建築物の耐震化の現状（平成18年1月現在）】 単位：棟

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	3	0	1	1	33.3%
上記以外の学校	1	0	1	1	100.0%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	3	0	2	2	66.7%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	—%
病院・診療所	1	0	0	0	0.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	—%
集会場、公会堂	1	0	0	0	0.0%
展示場	0	0	0	0	—%
卸売市場	0	0	0	0	—%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0	0	0	0	—%
ホテル、旅館	1	0	0	0	0.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	2	0	2	2	100.0%
事務所	0	0	0	0	—%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2	0	2	2	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
幼稚園、保育所	0	0	0	0	—%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	—%
遊技場	0	0	0	0	—%
公衆浴場	0	0	0	0	—%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	—%
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	0	0	0	0	—%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0	0	—%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	—%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	0	0	0	0.0%
小計	15	0	8	8	53.3%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	—%
小計	0	0	0	0	—%
耐震改修促進法第6条第1項第3号に規定する建築物 (沿道閉塞建物)	0	0	0	0	—%
小計	0	0	0	0	—%
合計	15	0	8	8	53.3%

上表の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす3用途の建物(学校、病院、庁舎)及び公営住宅については具体的な目標を設定します。

【特定建築物の耐震化の目標】

建物用途	棟数	耐震化率(%) (平成18年 1月)		耐震化率の目標 (%) (平成27年度末)
学 校	3	33.3%		100%
病 院	1	0.0%		100%
庁 舎	1	0.0%		100%
公営住宅	0	0.0%		

3 町有施設

(1) 現況及び耐震診断・改修の実績

防災拠点等となる町有施設は27施設29棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は15棟あり、耐震化率は51.7%となります。

町有建築物の平成18年度までの耐震診断及び耐震改修実績は、学校施設の耐震診断を4棟、耐震改修を1棟実施しています。

【防災拠点等となる町有施設の現況(平成18年4月1日現在)】

区 分	施設数 (施設)	棟数 (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震化 率 (%)	耐震化 実施中 (棟)	要 耐震化 (棟)
災害応急対策活動に必要な施設						
①指揮・情報伝達施設	1	1	0	0.0%	0	1
②医療救護施設	1	2	1	50.0%	0	1
③町有避難所指定施設	23	23	12	52.2%	1	10
④災害時要援護者が利用する施設	2	3	2	66.7%	—	1
合 計	27	29	15	51.7%	1	13

※構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

※各棟ごとの区分を整理しているため、各区分の施設数には重複するものがある

(2) 町有施設耐震化計画

防災拠点となる町有施設耐震化計画は、防災拠点等となる町有施設のうち昭和56年の建築基準法改正以前の基準で設計された建築物で、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた施設を対象とします。

ただし、現時点で改築予定の施設のほか、廃止（統合）等あり方検討中の施設は対象としていません。なお、施設のあり方検討の結果など、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

【防災拠点等となる町有施設耐震化計画】

区 分		棟数
防災拠点等となる町有施設		29 棟
	うち、耐震化の検討を要する施設 (昭和56年以前建築施設)	13 棟
内 訳	現有施設の耐震化を図る施設 (耐震化計画対象施設)	13 棟

※構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

※各棟ごとの区分を整理しているため、各区分の施設数には重複するものがある

第3 公共建築物の耐震化の情報開示

町内の学校、病院、庁舎等の公共建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努め、町、県及び関係団体で足並みを揃え、原則として公表することとします。公表は町広報紙及びホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項

第1 耐震診断・改修にかかわる基本的な取組方針

1 町と県の役割分担

町は、国の基本方針や徳島県が定める耐震改修促進計画を踏まえ、町耐震改修促進計画を定めるよう努めることとなっています。

徳島県が定める耐震改修促進計画が、市町村の取りまとめや全県的な取組みを支援する観点から定められる一方で、町耐震改修促進計画は、県が定める耐震改修促進計画を基に、より具体的で即地的なものと考えられ、市町村レベルでの関係団体との連携を図り、重点区域や地域の状況等に応じた事業等の内容を盛り込みます。

2 民間建築物の耐震化の取組み方針

南海地震は、今後30年までに発生する確率が50%程度と予測されており、平成15年9月の中央防災会議での東南海・南海地震における徳島県の被害想定は、最大で死者1,500人、全壊建物23,200棟と修正発表されています。

これらの被害予想を最小限に抑えるためには、住宅や建築物の所有者が自らの問題、地域の課題として自覚し、耐震化に取り組んでいくことが重要になっています。これら民間建築物の耐震化対策となる耐震診断や耐震改修を、所有者自らの責任で行っていく必要があるとともに、これらの建築物が形成する街区や集落といった社会資本全体の耐震性の向上を図っていくことは、災害時の道路閉塞防止や火災延焼防止等の災害に強いまちづくりを進める上で不可欠のものとなっています。

これらを踏まえ、本町は以下の2つの観点で耐震化の促進を図っていくものとします。

- ① 耐震診断・耐震改修に対する支援
- ② 耐震化に係る意識啓発

3 公共建築物の耐震化の取組み方針

災害対策には、多数の者が利用する施設や迅速かつ正確な情報伝達及び避難・救護活動の拠点となる建築物と耐震性の確保が重要です。

公共建築物において耐震補強を要する建物については、目標年次となる平成27年までに目標を達成するため、着実に耐震診断、耐震改修の促進を図るものとします。

町は、次の施設を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保を図ります。

また、今後計画する公共建築物については、建物がもつ防災上の役割を勘案し、より大きな地震にも耐えられるような設計を行うものとします。

分類		対象施設
災害応急 対策活動 に必要な 施設	指揮・情報伝達 施設	本庁舎
	医療救護施設	勝浦病院
避難所指定施設		勝浦町地域防災計画により避難所として位置付けられた施設
人命及び物品の安全性確保 が特に必要な施設		避難所に指定されていない社会教育施設、社会福祉施設等
その他		多数の住民が利用する施設

【中学校体育館の耐震改修の状況】



4 緊急輸送道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取組むこととし、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱第5条第10号に基づく緊急輸送道路を選定します。これにより一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

第2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

1 実施する事業の概要

(1) 木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震化促進事業（H16年度～）		
耐震診断	対 象	・昭和56年以前に建築された木造住宅
		・平屋または2階建て
		・現在も居住しているもの
		・併用住宅、共同住宅、長屋も含む
費 用	・33,000円（戸建の場合）	
	・国、県、町が30,000円を負担	
耐震改修	対 象	・耐震診断で「倒壊又は大破壊の危険あり」と診断された住宅
		・一定水準以上の安全性を確保する改修工事
	費 用	・改修工事費の2/3を県と町が補助
		・県と町で最大60万円/戸
	その他	・適切な耐震改修工事が行われるよう耐震改修アドバイザーを派遣
・派遣費用40,000円は国、県、町で全額負担		

(2) 耐震リフォーム支援事業

耐震リフォーム支援事業（H18年度～）		
簡易な耐震補強工事	対 象	・昭和56年以前に建築された木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の戸建住宅
		・金融機関から融資を受け耐震化工事を含むリフォーム工事を行うもの
	費 用	・20万円を上限に借入利子相当額を県が補助

(3) 民間建築物耐震化支援事業

民間建築物耐震化支援事業（H21年度～）		
耐震診断	対 象	・一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
	費 用	・事業者負担：診断費用の1/3 ・補助率：国1/3 県1/6 町1/6
耐震改修	対 象	・一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
	費 用	・事業者負担：耐震改修工事費の約84.6% ・補助率：国1/3 県1/6 町1/6（耐震改修工事費の23.0%に対して）
	その他	・緊急輸送道路沿道建築物の場合に事業者負担の軽減あり

(4) 住宅耐震改修促進税制

住宅耐震改修促進税制（H18年度～）		
所得税の 特別控除制度	対 象	平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年以前に旧耐震基準で建築された住宅の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った個人
	控除額	耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税から控除
固定資産税の 減額措置	対 象	昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年から平成27年までの間に30万円以上の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った住宅
	控除額	固定資産税額（1戸当り120㎡相当分までに限る）を工事を完了した時期に応じ1～3年間、税額を1/2に減額

第3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1 普及・啓発施策

耐震対策について住民の認識を深めるため、防災パンフレット等を配布し、地域の耐震化を住民総ぐるみで取組むよう努めるものとします。

2 相談窓口の設置

町は県と連携して耐震相談を受けられる体制を整備します。また相談を受ける町等の職員は研修等により知識の習得に努めます。

3 関係団体との連携

前記の普及・啓発施策を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、社団法人徳島県建築士会、社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体との密接な連携を図るものとします。

第4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

1 転倒の恐れのあるブロック塀・石塀の診断・改修

地震により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀・石塀の倒壊防止対策は重要です。

勝浦町地域防災計画では、建築物等の耐震化計画としてブロック塀・石塀の耐震化対策を位置付けています。

町は、住民に対してブロック塀・石塀の転倒防止対策の重要性の周知を図っていくとともに、基準に合わないブロック塀・石塀の所有者に対して定期的な点検・補強等の改善指導を行っていきます。

2 ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策

建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策については、ブロック塀・石塀の倒壊防止対策と同様、町地域防災計画にも記載されており、特に、3階以上の建築物で道路に面した部分及び通学路、避難場所周辺を対象に、地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等が基準に適合しない場合の改善指導・助言を行います。

また、天井材についても、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に合致していない屋内プールの天井が崩落し負傷者が出たことを受け、大規模空間を有する建築物について再度技術基準への適合が求められており、基準に適合しない建物の所有者・管理者に対して改善指導を行っていきます。

3 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について町広報紙やパンフレット等により、住民への普及・啓発を図るものとします。

4 エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、関東地方一都三県の約227,000台のエレベーターのうち、約64,000台が運転休止（安全確認のために最寄階に停止したまま再運転させないことをいう）し、このうち78台において閉じ込め事故が発生しました。また、閉じ込め発生から救出までに2時間以上が掛かっているケースもありエレベーターの安全装置が確実に働いた故のリスクや、高層化した都市においてのエレベーターの脆弱性を露呈しました。

今後、国・県等の動向を踏まえ、新築建物、既存建物のエレベーターについて、地震対策を講ずるよう指導していきます。

5 県産木材による耐震パネルによる改修方法の普及促進

県産木材を使用した耐震用壁パネルを使用した改修工法の普及を行うことにより、耐震改修を促進します。

第5 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

1 地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、徳島県耐震改修促進計画により地震時に通行を確保すべき道路として指定されているが、本町には該当する道路はありません。

2 緊急輸送道路

本計画においては、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱第5条第10号に基づく緊急輸送道路として、勝浦町地域防災計画に位置付けられている「県道16号線（徳島上那賀線）」を指定するものとし、沿道建築物（対象建築物数：36棟）の耐震化を図ります。

【勝浦町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路】

路線名	区間
県道16号線（徳島上那賀線）	坂本～沼江

【県道16号線の沿道建築物の状況（町本庁舎前）】



【県道16号線の沿道建築物の状況（生比奈小学校前）】



第6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

町有公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害発生時には、災害応急対策の実施拠点や避難所等の防災拠点としても重要な役割を担います。町は、これらの防災上重要な町有公共建築物を優先的に耐震化すべき建築物として設定し、耐震化に着手していくものとします。

第7 重点的に耐震化をすべき区域の設定

地震災害発生時には、広域的な避難や支援物資の確保等、輸送のための道路確保に最優先で取り組む必要があります。町は、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱第5条第10号に基づく緊急輸送道路として町地域防災計画に位置付けられている路線の沿道区域を、重点的に耐震化をすべき区域として設定し、沿道建築物の耐震化を図っていくものとします。

第8 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

勝浦町地域防災計画に記載されている土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）については、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を活用し効果的な予防対策に取り組みます。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及に関する事項

第1 地震ハザードマップの作成・公表

住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、勝浦町地震ハザードマップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握するとともに、これを公表・配布し、災害時の避難・救助活動に活用します。

また、地震ハザードマップの作成に際しては、地域の特性を理解し、具体的で詳細な情報が盛り込まれる必要があり、その縮尺も大きいことが望まれるため、広域的な観点からの調整や技術的な支援について県の支援を受けて作成するものとします。

主な事業

- ◆ 地震ハザードマップの整備
- ◆ 地震ハザードマップの公表・周知

第2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1 相談窓口の整備

耐震改修・診断の住民の相談に対応する為、相談窓口の整備を進めます。本町では、以下の担当窓口で受付けるほか、徳島県県土整備部建築開発指導課及び徳島県県土整備部住宅課においても、随時相談を受付けます。相談窓口では、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

また、（社）徳島県建築士事務所協会において建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的に開催します。

主な事業

- ◆ 相談窓口の整備及び周知
- ◆ 情報提供に関する各事業の推進

【町及び県の主な相談窓口】

耐震診断・耐震改修の相談窓口		
勝浦町の担当窓口		
勝浦町産業建設課	0885-42-1505	
県の担当窓口		
徳島県県土整備部建築開発指導課 宅地・宅建担当	088-621-2604	
徳島県建築物耐震相談所		
(社) 徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	相談日：毎週水曜日 午後1時から5時まで
木造住宅の耐震化に関する問合せ先		
徳島県県土整備部住宅課 耐震化・指導担当	088-621-2598	

第3 パンフレットの作成・配布

町では、住民の耐震意識の更なる向上を目指し、ホームページや広報紙を用いて耐震診断・改修の啓発を行います。

主な事業

- ◆ 広報紙等町内文書配布にあわせたパンフレットの各戸配布
- ◆ 町ホームページによる情報提供

第4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

スクラップ&ビルドからストックマネイジメントへと社会情勢が変化している現在では、既存の建物をリフォームして再活用しようとする動きが活発です。町は、その動きを的確に捉え、リフォーム時には、「木造住宅耐震化促進事業」並びに県が実施している「耐震リフォーム支援事業」を利用して、建物の耐震化を促していく必要があります。

また住宅以外の防災上重要な建物についてもリフォーム時の耐震化を指導していきます。

主な事業

- ◆ 木造住宅耐震化促進事業
- ◆ 耐震リフォーム支援事業
- ◆ パンフレットの配布
- ◆ 町ホームページによる情報提供

第5 家具の転倒防止の推進

家具の転倒防止対策は建物の耐震化等と比べ低コストで簡単に行うことが可能です。固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページで広報します。

主な事業

- ◆ パンフレットの配布
- ◆ 町ホームページによる情報提供

第6 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項

町及び県から、住民へ情報提供する耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに連携を深め、建物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要です。

町は、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を支援していきます。

主な事業

- ◆ 地域での地震防災対策の取組みや連携への支援

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

第1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

町は、徳島県が設置している「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」をはじめ、県、(社)徳島県建築士会、(社)徳島県建築士事務所協会及び各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進します。

徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の具体的な事業は以下のとおりです。

- (1) 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
- (2) 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
- (3) 耐震化促進に係る県、町の相互支援の体制整備に関すること
- (4) 建築物耐震技術者の養成に関すること
- (5) 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
- (6) 情報収集等に関すること
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

また、平成18年3月に示された「徳島県地震防災対策行動計画」に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置され、住民、自主防災組織、企業、医療、福祉、町及び県行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動が展開されています。

第2 その他

1 地震保険の加入促進

地震保険への加入率は、我々の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、住民の地震に対する意識を伺うことができます。

徳島県の地震保険加入状況を見ると、右表のようになり、地震保険の世帯加入率は18.8%で全国17位となり、全国平均20.8%を下回ります。また、火災保険への付帯率で見ると、50.2%で全国9位となり、全国平均41.7%を上回ることが分かります。

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになり、住民各自が、地震保険に加入することは各々の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

徳島県と同様に東南海・南海地震の被害が予想される隣県高知県の火災保険への付帯率が69.2%で全国1位なのを考えると、更なる加入率の増加と地震保険に対する意識の向上を目指し、広報やホームページによる加入促進に努める必要があります。

【都道府県別の地震保険加入率（※損害保険協会より）】

等地	都道府県	火災保険への付帯率	順位	世帯加入率	順位
2	北海道	40.3%	21位	18.6%	18位
2	青森	36.1%	29位	12.6%	36位
1	岩手	32.3%	36位	10.0%	40位
2	宮城	58.4%	3位	27.7%	3位
1	秋田	35.5%	31位	9.7%	42位
1	山形	28.5%	39位	9.2%	45位
1	福島	33.2%	34位	12.6%	37位
3	茨城	37.8%	26位	17.5%	22位
1	栃木	34.7%	33位	15.0%	27位
1	群馬	26.3%	43位	10.5%	38位
3	埼玉	40.8%	20位	21.7%	11位
4	千葉	42.0%	17位	25.7%	5位
4	東京	41.2%	18位	28.5%	2位
4	神奈川	45.4%	13位	27.2%	4位
2	新潟	39.9%	23位	13.7%	33位
1	富山	22.6%	46位	9.6%	43位
1	石川	26.3%	44位	13.3%	34位
1	福井	27.7%	42位	12.7%	35位
3	山梨	48.6%	10位	21.8%	10位
2	長野	23.9%	45位	9.3%	44位
2	岐阜	51.4%	7位	21.8%	9位
4	静岡	48.3%	11位	25.1%	6位
4	愛知	62.7%	2位	31.8%	1位
4	三重	53.0%	6位	21.6%	13位
2	滋賀	29.9%	38位	14.1%	32位
2	京都	27.9%	40位	15.6%	26位
3	大阪	40.0%	22位	21.7%	12位
2	兵庫	31.5%	37位	15.6%	25位
2	奈良	36.3%	28位	17.5%	23位
4	和歌山	44.9%	14位	18.2%	20位
1	鳥取	39.6%	24位	14.4%	30位
1	島根	32.9%	35位	9.8%	41位
2	岡山	34.9%	32位	14.6%	29位
2	広島	50.2%	8位	22.5%	7位
1	山口	37.3%	27位	14.7%	28位
4	徳島	50.2%	9位	18.8%	17位
3	香川	43.3%	15位	20.7%	14位
3	愛媛	46.4%	12位	16.9%	24位
4	高知	69.2%	1位	20.0%	15位
1	福岡	42.9%	16位	22.1%	8位
1	佐賀	27.8%	41位	10.3%	39位
1	長崎	21.9%	47位	7.9%	47位
1	熊本	41.2%	19位	19.7%	16位
2	大分	38.5%	25位	14.4%	31位
2	宮崎	56.7%	4位	17.7%	21位
1	鹿児島	55.0%	5位	18.3%	19位
2	沖縄	36.1%	30位	8.3%	46位
	全国平均	41.7%		20.8%	

※火災保険への付帯率：2006年度中に契約された火災保険(住宅物件)のうち地震保険が付帯されている割合

※世帯加入率：地震保険の契約件数(2007.3末現在)を住民基本台帳に基づく世帯数(2007.3末現在)で除した数値